

個 別 注 記 表

令和7年4月1日から令和8年3月31日

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税の会計処理

消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

貸借対照表等に関する注記

(1) 担保提供資産

担保に供している資産	該当なし
------------	------

(2) 上記に対応する債務

該当なし

(3) 偶発債務

該当なし

(4) 関係会社に対する金銭債権・金銭債務

草軽交通㈱への債権	長期貸付金	399,282,000 円
-----------	-------	---------------

上田バス㈱への債権・債務	該当なし
--------------	------

(5) 取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権・金銭債務

該当なし

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

発行済み株式数は普通株式259株であります。

一株当たり情報に関する注記

一株当たり情報

(1) 一株当たり純資産額	1,595,104 円 01 銭
---------------	------------------

(2) 一株当たり当期純利益額	△526 円 84 銭
-----------------	-------------

重要な後発事象に関する注記

該当なし